目次

- 入社～初回付与日/1回目付与～2回目付与までの期間が1年に満たない場合の出勤率

出勤率は、全労働日数に対する各社員の出勤日数の割合であり、年次有給休暇の付与条件にも関係します。
□全労働日数：出勤簿上の休日を除いた日数
□出勤日数：全労働日数　－　日単位の欠勤日数

入社～初回付与日/1回目付与～2回目付与までの期間が1年に満たない場合の出勤率

入社～初回付与日/1回目付与～2回目付与までの期間が1年に満たない場合、暦上のすべての日付を勤務したと
みなして出勤率を計算します

例）入社日が2020年4月1日、初年度有休付与年月日が2020年10月1日、有休付与パターンが1月1日の場合
　　1回目付与日→2020年10月1日
　　2回目付与日→2021年1月1日
　　3回目付与日→2022年1月1日
　　4回目・・・

・みなし出勤日数：期間内の出勤日数＋（365日－期間内の暦日数）
・みなし全労働日数：期間内の全労働日数＋（365日－期間内の暦日数）
・出勤率（１年未満）　＝みなし出勤日数　÷　みなし全労働日数　×100％
※「期間内」とは入社～初回付与日/1回目付与～2回目付与までの間の期間